



福島復興・廃炉推進に貢献する学協会連絡会企画運営小委員会規約

平成29年7月27日 第2回理事会承認

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第11条により規定された「臨時委員会等」のうち「福島復興・廃炉推進に貢献する学協会連絡会企画運営小委員会」（以下、「小委員会」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 小委員会は、本会が「福島復興・廃炉推進に貢献する学協会連絡会」（以下、「連絡会」という）の幹事団体として連絡会の運営を円滑に進めるため、以下の活動をおこなう。

- (1) 連絡会の活動計画案の策定
- (2) 連絡会の全体会などの会合の企画、運営
- (3) 連絡会のポータルサイトの運営
- (4) 連絡会の活動にかかる本会の「福島特別プロジェクト」，「福島第一原子力発電所廃炉検討委員会」（以下、「廃炉委」という），部会・連絡会等関連組織との連絡調整
- (5) 連絡会の会員学協会との連絡調整
- (6) その他，理事会から指示のある事項

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 委員長：会長
- (2) 副委員長：連絡会担当理事から委員長が指名する。
- (2) 委員：連絡会担当理事（副会長を含む），福島特別プロジェクト代表ほか1名，廃炉委員長ほか1名
- (3) 幹事：事務局長

(任期)

第4条 任期は1年間とし、委員就任後最初の定例総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の開催)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

(議事)

第6条 小委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

- 2 小委員会の審議事項は、委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 小委員会会合の開催前に必要事項を審議するため、別に定める電子メールによる審議をおこなうことができる。

(議事録)

第7条 小委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、小委員会の承認を経て保存しなければならない。

(改定)

第8条 本規約の改定は、小委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成29年7月27日 第2回理事会承認，同日施行

福島復興・廃炉推進に貢献する学協会連絡会規約

制定 平成 28 年 5 月 20 日

(平成 28 年 8 月 2 日 変更)

1. 位置づけ・名称

本会は、非営利の任意団体とし、「福島復興・廃炉推進に貢献する学協会連絡会」(以下「本連絡会」という)と称する。

2. 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する活動について、学協会が相互に情報交換を行い連携協力することにより、福島復興と廃炉推進に貢献する活動の一層の効果的・効率的な実施・推進を図る。

3. 事業

3. 1 本連絡会は、上記目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 福島復興と廃炉推進に貢献するため各学協会が行っている取り組みに関する情報交換会を開催する。
- (2) 各学協会の取り組み等を紹介するポータルサイトを運営する。
- (3) 福島復興と廃炉推進に貢献するための学協会間の連携協力を支援する。
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

3. 2 本連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4. 会員・組織

4. 1 本連絡会の会員は、上記2. の目的に賛同する日本国内で活動する学会、協会とする。

4. 2 本連絡会への入会に当たっては、所定の文書を事務局に提出し、本連絡会の承認を得るものとする。また、退会に当たっては、所定の文書により事務局に届け出るものとする。

4. 3 本連絡会に幹事学協会(以下「幹事」という)を置く。幹事は、会員の互選により選任し、本連絡会の連絡調整役を務める。幹事を複数選任した場合は、幹事の互選により代表幹事を選任する。幹事の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

4. 4 本連絡会の会員が集まる会合（以下「全体会」という）を定期的に行い、幹事（代表幹事が選任されている場合は代表幹事。）が全体会の進行役を務める。
4. 5 本連絡会に活動の分野を限定した分科会及び特定のテーマを取り扱うワーキング・グループを設けることができる。分科会、ワーキング・グループには、それぞれの構成会員の互選による主査を置く。主査は、分科会、ワーキング・グループの運営及び会議の進行役を務める。主査の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

5. 事務局

幹事（代表幹事が選任されている場合は代表幹事）を務める学協会が事務局業務を行う。

6. 経費の負担

6. 1 本連絡会への参加に伴う会費は求めない。
6. 2 本連絡会の活動に必要な経費は事務局業務を行う学協会が負担する。ただし、本連絡会の会議への参加などのため各会員において発生する経費は除く。
6. 3 シンポジウムの開催など特別な事業を行う場合の経費負担については、別途、協議するものとする。

7. 規約の変更等

規約の変更は、会員の過半数の同意をもって行う。

附則

1. 本規約は、平成28年5月20日から適用する。
2. 平成28年8月2日変更の規約は、変更の日から適用する。